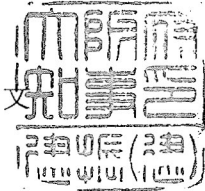


解体工事業登録通知書

建振第96-027号
令和4年6月13日

（株）金光商店
金光 昌宏 様

大阪府知事 吉村 洋文



令和4年5月19日 付けで申請のあった解体工事業に係る登録の申請については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定により、次のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知します。

登録番号 大阪府知事（登解-4）第403号

登録の有効期間 令和4年7月23日から令和9年7月22日まで

注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和9年6月22日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）